

JIS

UDC 001.4 : 637.63

L 0216

羽 毛 用 語

JIS L 0216⁻¹⁹⁹⁰

平成 2 年 11 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 2.11.1

官 報 公 示：平成 2.11.2

原案作成協力者：日本羽毛寝具製造業協同組合

審 議 部 会：日本工業標準調査会 繊維部会（部会長 石川 欣造）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

羽 毛 用 語

L 0216-1990

Glossary of terms used in feathers

1. 適用範囲 この規格は、羽毛製品に使用される充てん材料用羽毛に関する主な用語について規定する。

2. 分類 用語は、次のとおり分類する。

(1) 一般

(2) 部分名称

3. 用語・定義 番号、用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、参考として対応英語を示す。

(1) 一般

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
101	羽毛	鳥類の体表を覆う上皮構造物で、ふとん衣料品などの充てん物として利用するために採取したもの。ダウン、フェザー及びファイバーの総称。	feathers
102	原羽毛	精製処理していない羽毛。	pre-washed feathers raw feathers
103	精製羽毛	精製処理した羽毛。	washed feathers refined feathers
104	水鳥羽毛 (みずとりうもう)	水鳥(あひる、がちょうなど)から採取した羽毛。	waterfowl feathers
105	陸鳥羽毛 (りくちょううもう)	陸鳥(にわとり、七面鳥など)から採取した羽毛。	landfowl feathers
106	ダウン	小さな元羽軸とその先端部から派生した2本以上の羽枝からなる水鳥羽毛で、幹羽軸がないもの及び幹羽軸が明りょうでないもの。	down
107	未熟ダウン	成熟していない柔弱なダウン。	nestling down plumule
108	フェザー	元羽軸、幹羽軸及び羽枝をもつ水鳥羽毛又は陸鳥羽毛。	feather
109	水鳥フェザー (みずとりふえざー)	水鳥のフェザー	waterfowl feather
110	陸鳥フェザー (りくちょうふえざー)	陸鳥のフェザー	landfowl feather
111	スモールフェザー	水鳥フェザーのうち、損傷フェザー以外のフェザーで、長さ6.5 cm未満のもの。	small feather
112	ラージフェザー	水鳥フェザーのうち、損傷フェザー以外のフェザーで、長さ6.5 cm以上のもの。	large feather
113	未熟フェザー	成熟していないフェザー	immature feather nestling feather
114	損傷フェザー	フェザーのうち、虫害、引裂き、粉碎などによって損傷したものの。	damaged feather
115	ファイバー	ダウン、フェザーの羽軸から分離した羽枝で、それぞれ1本の状態まで完全に分離しているもの。ダウンファイバーとフェザーファイバーがある。	fiber
116	きょう雑物	ダウン、フェザー及びファイバー以外のくず並びに異物。	residual matter